

緊急事態措置を受けた県立学校の対応

(令和3年1月14日付けで通知した「緊急事態措置を受けた県立学校の対応」及び4月19日付けで通知した「まん延防止等重点措置」を踏まえた県立学校の対応」との比較は参考の対照表を参照)

1 学校運営の基本方針

本県が緊急事態宣言の対象に加えられたこと、従来株より若年層も感染しやすい可能性がある変異株に置き換わりつつあることを踏まえ、警戒度を最大にし、感染防止対策を更に徹底した上で学校教育活動を継続していく。

2 感染防止対策の徹底

新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、児童生徒一人一人が自覚を持って感染拡大防止に取り組む必要がある。そのため、改めて、基本的な感染防止対策を徹底するよう指導を行う。

(1) 登下校、放課後及び休日

ア 家族も含めた毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させない。

イ 感染者が急増している地域については、同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校を控えるよう保護者に働きかける。

ウ 児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合、検査で当該家族の陰性が判明するまでは、児童生徒は登校させない。

エ 放課後は、寄り道をせずまっすぐ帰宅するよう指導する。児童生徒同士でのカラオケや会食は感染リスクが非常に高いことから、授業後や部活動終了後だけでなく、休日においても自粛するよう指導する。

オ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用するよう指導する。

(2) 時差通学

公共交通機関を利用する児童生徒が多い学校は、地域の感染状況に応じて、公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう時差通学の実施を積極的に検討する。

(3) 校内における感染防止対策

ア 昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する。また、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導する。

イ 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗、咳エチケットを徹底するよう指導する。

ウ 教室等の常時換気を実施する。なお、熱中症などによる健康被害が生じないよう、調節可能な服装を可能とするなど、柔軟な対応をする。

(4) 教職員の感染防止対策

ア 教職員も常日頃から上記感染防止対策を徹底する。

イ 家族以外との不要不急の会食や不要不急の外出、不要不急の都道府県間の移動等を控える。

3 教育活動上の対応

(1) 中止とする活動

「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」は、行わない。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2) 遠足や修学旅行等

遠足や、修学旅行等の宿泊を伴う行事は、中止又は延期する。

(3) 学習活動

- ア 身体的距離の確保を優先し、教室等においては、児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保する。
- イ 施設の制約により1メートルの距離が確保できないときは、マスク着用の徹底や十分な換気を行う。
- ウ ペアワーク等は必要最小限とし、行う場合は、次に留意して実施する。
- ・ペア等を組む相手は固定する。
 - ・近距離で、対面にならない形で実施し、極力短時間に留める。
 - ・マスクを着用し、必要以上に大きな声を発しないよう指導する。
- エ 体育については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。2～3人程度の特定の少人数での活動を行う場合は、十分な距離を空けて行う。
- 運動を行っていないときは、可能な限りマスクを着用する。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられる。
- オ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒については、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がないなど、合理的な理由があると校長が判断する場合には、緊急事態宣言下であることを鑑み、欠席の扱いとはしないよう柔軟に対応する。
- カ 通学困難等の児童生徒に対し、スタディサブリを活用するなど、オンラインによる学習支援を進める。

(4) 部活動

- ア 対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は、自粛する。
- イ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。
- ウ 児童生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動及び室内で近距離で行う発声や演奏を伴う活動については、行わない。

- エ 活動の開始時と終了時に、児童生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、活動中は、教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。また、教員が立ち会うことができない場合は実施しない。
- オ 可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、感染リスクの低い活動を、短時間で個人や少人数によって実施する。
- カ 運動を行っていないときは、原則マスクを着用する。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられる。
- キ 部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、短時間で行うよう指導する。また、会話を控え、原則マスクを着用し、可能な限り換気をする。

(5) 寮や寄宿舎における感染防止対策の徹底

引き続き、寮や寄宿舎の集団生活における感染防止対策を徹底する。

4 保護者との連携

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であることから、引き続き、登校前の健康観察、休日を含めて生徒同士のカラオケや会食を自粛すること、放課後は寄り道をせずに帰宅すること、不要不急の外出は控えること、不要不急の都道府県間の移動を控えることなど、各家庭においても感染予防に努めていただくよう保護者等に依頼する。